

「佐賀市もったいない！食品ロスゼロ推進店」制度実施要領

1 目的

食品ロス削減に取り組む、飲食店、宴会場若しくは宿泊施設、又は、小売業、卸売業、製造メーカー等で食品を扱う事業所を募集し、「佐賀市もったいない！食品ロスゼロ推進店（以下「推進店」という。）」として登録するとともに、その取組みを紹介することで、事業系ごみの減量や食品ロス削減の推進を図るものとする。

2 対象事業者

次のすべての条件を満たす事業者を対象事業者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 佐賀市内で営業する飲食店、宴会場若しくは宿泊施設、又は、小売業、卸売業、製造メーカー等で食品を扱う事業所
- (2) 排出されるごみを、許可業者への委託又は市のごみ処理施設への直接搬入などにより適正処理していること。
- (3) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体、その関係者に該当しないこと。
- (4) 法令違反、その他登録するにふさわしくない事実がないこと。

3 登録の要件

推進店は、以下に掲げる取組みの中で、1つ以上の取組みを行っていること。

○飲食店、宴会場、宿泊施設等

- (1) 小盛りメニュー等の導入
- (2) 食べ残しを減らすための呼びかけ実施
- (3) ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- (4) 持ち帰り希望者への対応
- (5) 上記以外の食品ロスを減らすための工夫

○小売業、卸売業、製造メーカー等

- (1) 量り売り、ばら売り、小容量販売の導入
- (2) 食品廃棄物の削減のための値引き等対応（売り切り価格の導入）
- (3) フードバンク事業等への協力
- (4) 過剰在庫の削減
- (5) 上記以外の食べ残しや食品ロスを減らすための工夫

※フードバンク事業等への食品提供を行う場合は、提供先と覚書を交わす等、食品の安全衛生管理や廃棄物となった場合の適正処分が確実に行われるような措置を講じることを条件とする。

4 登録手続等

登録手続等について、次のとおり定める。

(1) 申請

推進店としての登録を希望する事業者は、登録申請書（様式1）を市に提出する。

(2) 登録

市は、申請された内容を確認し、推進店として登録を行う。登録後、市は推進店へ登録証やミニのぼりを交付する。

(3) 登録証等の掲示

推進店は、市が交付した登録証やミニのぼりを店内に掲示する。

(4) 登録内容の変更

推進店は、登録内容に変更が生じた場合は、登録変更届（様式2）を市に提出する。

(5) 登録の抹消

推進店は、登録の抹消を希望する場合は、登録抹消届（様式3）を市に提出する。

なお、市は、推進店が登録の要件を満たさない場合や、信用を失墜するなど推進店としてふさわしくないと判断した場合、登録を抹消することができる。

登録を抹消された推進店は、速やかに市が交付した登録証やミニのぼりを撤去するものとする。

5 登録の有効期間

推進店としての登録の有効期間は、市が登録をした日から、登録抹消の日までとする。

6 推進店の広報

市は、ホームページ、市報などにて推進店を広報する。

7 その他

推進店に登録することにより、「3R推進宣言事業者（佐賀市3R推進パートナー）」に登録したものとする。

なお、佐賀市3R推進パートナーへ交付する宣言文、ミニのぼりは、上記4の(2)で交付する登録証、ミニのぼりに替えるものとする。

附則

この要領は、平成27年11月16日から施行する。

この要領は、平成28年9月30日から施行する。